

---

○議長（木下一己君） ただ今から平成28年第1回下川町議会臨時会を開会いたします。  
一言年頭の御挨拶を申し上げます。

改めまして新年明けましておめでとうございます。

輝かしい新春を、御家族おそろいで御健勝にてお迎えのこととおよろこび申し上げます。穏やかに明けた新年でしたが、今日までに記録的な降雪もあり、安全に厳冬期を乗り切りたいものと考えているところでございます。

年始早々から、内外情勢は、中東情勢の不安定化、テロの拡散、難民問題の深刻化、中国経済の減速、原油安、株価の同時株安、北朝鮮の核実験などなど、国内におきましても1月4日から国会が開会されるなど、何かしら動きを感じさせる始まりであります。下川が下川らしく、地域の活力をしっかりと高めていけるよう、各位の御尽力を願うところでございます。

今年が幸多い一年でありますように祈念を申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

---

○議長（木下一己君） 次に、町長から年頭の御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 新年の初議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

町民そして議員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

輝かしい平成28年の新春を御壮健にて迎えられましたこと、心よりおよろこび申し上げます。また、今年一年の思いと志を寄せ、多くの抱負と決意を抱きながら日々の仕事や暮らしに臨んでいることと推察されるところでございます。

日頃より本町の町政運営に対しまして、心温まる御理解と御協力を賜っていることに對し、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

昨今、日本全体において、急速に進む少子高齢化や人口減少を要因として、小規模市町村ではさらに過疎化に拍車がかかり、私たちを取り巻く経済や福祉をはじめとした地域の社会環境は大きな転換期を迎えているといっても過言ではありません。このような情勢のなか、国が進める総合戦略の旗印の下に、地方創生に係る人口ビジョンと地域版総合戦略との策定が求められ、本町としては第5期総合計画との整合性を図りながら、地域特性や資源をいかした策定を進めているところでございます。

私が町民の皆さんと約束をした、幸せ日本一のまち下川をつくるために、持続可能な循環型社会の形成を図ることを大きな、そして体系的な目標として、新たな決意で臨んでいく覚悟でございます。

町民並びに議員の皆様におかれましては、さらなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。初議会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ一年よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（木下一己君） これより会議を行います。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 蓑谷春之 議員及び7番 春日隆司 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第1号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づきます職員の勤勉手当の引上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当につきまして改正しようとするものでございまして、「下川町特別職の職員の給与等に関する条例」、「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例」の2条例を条建てで改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、この度の職員の勤勉手当の引上げとの均衡を図るために、議会議員及び町長、副町長、教育長に支給する期末手当をそれぞれ0.1か月分引き上げるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がございましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、提案がありました。今回、特別職の給与等に関する条例の改正ということで、人事院勧告に基づくものですが、報酬等につきましては報酬審議会での議論が前提となっているかと思いますが、報酬審議会での議論はどのようなものだったかお知らせください。

また、今回は人事院勧告の中で、公務員…正職員の方々の手当の部分での勧告があったんですが、これが臨時職員と非正規で働いている方々の給与等処遇に対して、どのような影響があるのか。その二点について、まずお聞かせください。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 特別職報酬等審議会につきましては、1月20日に給与法案等が成立されまして、1月21日に報酬等審議会を開催しております。同日、期末手当の0.1か月分引上げにつきまして、議員、特別職ともに適当であると決定され、答申をされたものでございます。今回の特別職、議員の期末手当の引上げにつきましては、職員との均衡を図ることによる引上げでございますが、報酬等審議会の委員の中でも管内と比較しまして、管内での議員の期末手当の支給率については、下川町は最も低い支給率になっておりますので、特別職、議員ともに引上げは適当であるという全会一致の意見でございました。また、審議会の中でほかの意見としましては、環境未来都市等…全国でも注目されて頑張っているの、もう少し上げてもいいのではという…そういう意見もございました。

あと、臨時、嘱託等の給与の反映でございますが、臨時、嘱託等の給与の根拠となる職員の給与表の等級号俸が人勸によって改定になりますと、それに伴う基礎額というんですかね…その改定も併せて行われます。ですから、今回の人事院勧告で職員の給与表が変更になれば、臨職等の給与等も変更…臨職は日額ですね。嘱託等の給与等も変更になると、そういうかたちになります。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 報酬審議会での議論を踏まえてのことということで、それについては理解いたしました。

ただですね、今回、職員との均衡を図ることですが、特に選挙によって選ばれる町長、そして私たち議員については、公務員、一般職とはちょっと種類が違う、考え方が違うものだと思いますが、その点について町長はどのようにお考えかお聞かせください。

また、臨時職員等の方々については、今後、算定基準が変わることですが、それは新年度予算で反映されて…4月以降ということになるのか、それについてお聞かせください。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 特別職、議会議員の報酬につきましては、先ほど言いました職員との均衡も目的でございますが、報酬等審議会でも示しておりますが、報酬年額ですね、管内で今 19 町村中 13 番目という位置でございます。それにより、管内でも低い方ということで引上げについてはもっともだという御意見も…報酬等審議会の中でも出ております。

あと、臨職、嘱託の給与の変更については 28 年の 4 月から、職員は 27 年の 4 月に遡及されます。準職員については、期末手当について遡及適用というかたちになります。以上です。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 平成 15 年に市町村合併問題が起きて、いろいろと任意合併協議会等で…広域で議論がされてまいりまして、最終的には平成 16 年 3 月に単独を選んだわけでありまして、そのときに下川町は自律プランを策定いたしまして、そして向こう数年に向けての考え方をいろいろと示してきたわけでありまして、その中で実はこういう特別職の報酬額についても論議がされ、そして自立を目指す中で少し割愛をしていかなければならないのではないかということで、この報酬額というのが下がってきた経緯があります。そんな中で十数年経過いたしまして、それなりに町も単独で運営をしてまいりまして、非常に汗をかき、そして全国的にも知名度が上がってきた下川町でございますけれども、その中で住民の方々が、この職員とともに特別職が対価としてイコールになるためには、それなりにしっかりと努力をしていかなければならないのではないかと思っております。ただ、今、総務課長がお話しましたように、報酬額については管内でも非常に低い位置にあります。それは今、経過を話しましたように、平成 16 年のときに自立を選んで、それなりに報酬額を下げてきたということがあります。そういう中でこれから…職員と同等ということにはならないんですけども、一応、町民の皆さんの理解を得られるのではないかと、審議会での評価もいただきまして、そして今回上程させていただいたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第2号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、昨年8月に国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告がなされたことに伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、勤勉手当を0.1か月分引き上げるとともに、給料月額につきましては、民間給与との較差を埋めるための改定でございまして、平均0.4%引き上げる内容であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました議案第2号説明資料の1ページ目、下川町職員の給与に関する条例改正の概要という資料で説明をさせていただきます。

まず、1の給料表の、各給料表の平均改定率及び改定額でございしますが、今回の人事院勧告に基づきます給料表の改定につきましては、若年層に重点を置きながら水準を引き上げたものとなっております。

表の一番右側になりますが、全体の平均改定率及び改定額は、アの行政職で0.47%、

1,397 円の増。イの医療職では 0.36%、1,746 円の増となっております。改定によります本町の全体の給料引上げ額につきましては、117 万 8,000 円となります。

次に、2 の勤勉手当でございますが、表の中の括弧書きにつきましては、再任用職員に対する支給率となっております。今回の改正は、勤勉手当において年 0.1 月分の引上げを行うものでございまして、表の改正後の支給率がございまして、6 月及び 12 月手当を 0.05 月分ずつ引き上げまして、支給率をそれぞれ 0.8 月分とするものでございます。改定による勤勉手当の全体の引上げ額は、536 万 7,000 円となります。

これにより、給料及び勤勉手当の改定額は、職員 160 人で合計 654 万 5,000 円となります。

なお、実施時期につきましては、平成 27 年 4 月 1 日に遡っての遡及適用となります。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

休 憩 午前 10 時 20 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第3号「平成27年度下川町一般会計補正予算（第7号）」、日程第7 議案第4号「平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第8 議案第5号「平成27年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第9 議案第6号「平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第10 議案第7号「平成27年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」及び、日程第11 議案第8号「平成27年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） まず冒頭、記載内容に誤記があったこととお詫びを申し上げたいと思います。

議案第3号 平成27年度下川町一般会計補正予算（第7号）、議案第4号 平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第5号 平成27年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第6号 平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第7号 平成27年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第8号 平成27年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）について、一括で提案理由を申し上げます。

今回の補正の要因につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費の補正でございまして、議員期末手当、特別職及び職員の給料、手当、共済費等を各会計で計上しております。

議案第3号は、一般会計の第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2,506万円を減額し、総額を53億5,411万円とするもので、基金繰入金で財源調整をしております。

議案第4号は、下水道事業特別会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1万円を減額し、総額を2億2,607万円とするもので、一般会計繰入金で財源調整をしております。

議案第5号は、簡易水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、総額を9,420万円とするもので、基金繰入金を充当しております。

議案第6号は、介護保険特別会計の第3回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ1,330万円を減額し、総額を4億4,066万円とするもので、一般会計繰入金で財源調整をしております。「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ95万円を追加し、総額を3億4,427万円とするもので、基金繰入金を充当しております。

議案第7号は、国民健康保険事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳出の

みの補正で、基金積立金で財源調整し、総額の変更はありません。

議案第8号は、病院事業会計の第3回目の補正予算でありまして、収益的支出において、病院事業費用を50万円増額し、支出総額を5億6,996万円とするものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第3号から議案第8号まで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 介護保険…34ページなんですけれども、その他の定年退職及び勸奨退職に係る退職手当のところの表の中で、その他の加算措置等…ここですね、定年前早期退職特別措置について、ほかのものは全部2%から45%加算なんですけれども、介護保険のここだけがどうして2%から20%なのか、その説明をお願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます…。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時34分

---

再 開 午前10時39分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 先ほどの御質問の関係でございます。

大変申し訳ございませんでした。2%から45%加算が正しいことになります。

それで、まず34ページ、支給率、国の制度ともに2%から45%になります。

それから、39ページ、国の制度の方が2%から20%ということで…ここが45%になります。

昨年の国の制度改正による率の改正でございましたが、こちらの方で訂正忘れがございました。大変申し訳ございませんでした。ここで口頭で訂正をさせていただき、後ほど差し替えをさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ございません。

○議長（木下一己君） 訂正がありました。

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第3号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第4号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第5号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第12 承認第1号「専決処分（第1号）の承認を求めることについて」及び、日程第13 承認第2号「専決処分（第2号）の承認を求めることについて」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて及び、承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、下川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び、下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえた総務省からの通知により、12月30日に専決処分としたものであります。

内容を申し上げますと、町民税及び特別土地保有税の減免申請については、平成27年5月の第2回臨時会において、また、国民健康保険税の減免申請については、平成27年12月の第4回定例会において、それぞれ番号法による改正を行ったところですが、今回の通知を受けて、申請書に個人番号欄を加える改正を行わないものとする改正を行ったものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることに

ついて及び、承認第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてにつきましては、共に関連がありますので一括して説明し、御報告させていただきます。

本改正につきましては、平成27年第2回臨時会と平成27年第4回定例会におきまして、番号法の施行に伴う所要の措置といたしまして、下川町税条例と下川町国民健康保険税条例を改正し、平成28年1月1日から施行するものとしていた内容について、昨年12月の平成28年度与党税制改正大綱におきまして、個人情報保護の観点から、一部の手続における個人番号の利用の取扱いの見直しの方針が示されました。それを受けました総務省より、市町村条例改正の通知がありましたことから、下川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例と、下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の関係する条項のうち、12月31日までに改正を必要とする条例について、専決処分を行いましたので、本議会において承認を求めるものであります。

まず、承認第1号説明資料「下川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要」を御覧ください。

町民税の減免申請書の記載内容について規定している第51条第2項において、現行で、減免申請の際は氏名、住所及び個人番号を記載するものとされておりましたが、改正後においては、個人番号の記載は取りやめ…つまり個人番号の記載は行わず、氏名及び住所のみの記載とするよう改めるものでありまして、続く土地保有税の減免規定第139条の3第2項においても同様の措置を行うものであります。

続きまして、承認第2号説明資料「下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要」を御覧ください。

本改正につきましても、国民健康保険税の減免申請書の記載内容について規定している第24条第2項において、現行では、減免申請の際は氏名、住所及び個人番号を記載するものとされておりましたが、これにつきまして改正後においては、個人番号の記載は取りやめ…つまり個人番号の記載は行わず、氏名及び住所のみの記載とするよう改めるものであります。

本改正は、下川町税条例及び下川町国民健康保険税条例の減免申請において、個人情報保護の観点から、個人番号の記載を行わないものとしたものであります。第2回臨時会で議決した、下川町税条例の一部を改正する条例及び、第4回定例会で議決した、下川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の施行が平成28年1月1日でありましたことから、12月30日付けで改正し、専決処分を行ったものであります。

以上申し上げまして、承認第1号に係る専決処分及び、承認第2号に係る専決処分についての御報告とさせていただきます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がございましたが、これから承認第1号及び承認第2号を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、承認第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。  
次に、承認第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第1回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

---